

## 前払金に関する特約条項

(総則)

第1条 甲は、この特約条項の定めるところに従い、乙が給付を完了する以前に契約金額の一部若しくは、全額を乙に支払うものとする。

2 前項の規定により甲が乙に支払う金額（以下「前払金」という。）は、契約金額の10割以内とする。

(前払金の請求)

第2条 乙は前払金の支払を受けようとするときは、前払金の使途の概要を明らかにした書類その他、甲の指示する書類を添付した適法な支払請求書をもって甲に請求するものとする。

(前払金の支払)

第3条 甲は前条の規定するところにより、乙から前払金の請求を受領したときは速やかに支払うものとする。

(前払金の目的外使用禁止)

第4条 乙は、前払金を当該契約の履行に必要な経費以外の目的に使用し、又は利用してはならない。

2 乙が前項の規定に違反して前払金を使用し又は利用した場合においては、甲は前払金の返納を乙に請求することができる。

3 前項に規定する返納の利息等については、第5条の規定を準用する。

(契約金額の変更又は解除による前払金の返納)

第5条 甲が乙に前払金の支払をしたのち、契約金額を変更した場合において、前払金の額が変更後の契約金額を超過したとき又は契約を解除するときは、甲はその超過金額又は前払金額の返納を乙に要求するものとする。

2 前項の規定による前払金の返納に際しては、乙は、甲が乙に前払金を支払った日の翌日から返納の日までの日数に応じ、遅延が生じた時点における財務省告示による国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第一項本文に規定する財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を利息として甲に支払わなければならない。

3 乙が、指定された期限までに返納金額を返納しないときは、当該返納金額に対し年5%の率を乗じて得た金額を加算して甲に返納しなければならない。

4 甲は、乙に対して当該契約又は他の契約にかかる支払代金がある場合は、その支払代金から前各項の規定により乙が返納すべき金額について、これを相殺することができる。

(前払金の精算方法)

第6条 前払金の精算は、乙が契約物品の納入を完了し、甲が代金を支払う際に前払金の金額を当該代金に充当することによって行うものとする